

平成18年度第4回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年7月26日(水)
開会時間 午前 9時30分
閉会時間 午前10時38分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 澤 愛 子 委員長
原 田 義 彦 委員長職務代理者
石 塚 洋 委員
清 田 義 弘 委員
渡 邊 修 司 教育長
鈴 木 一 男 教育次長
熊 澤 久 学校教育課長
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長
戸 村 豊 茂 図書館長
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 なし

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可するが、傍聴者がいないため、引き続き会議を進行した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

議案第7号 平成19年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 平成19年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について、補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由でございます。教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、教科用図書を採択するにあたりまして神奈川県教育委員会で

定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童、生徒の実態や地域性を考慮して採択するとともに、公正確保にも努めるという基準を、「平成19年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。

また、2ページには、教科用図書の採択に関する法律を載せてございます。以上でございます。

(質疑応答)

委員長) 昨年度が中学校の採択を実施して、一昨年に小学校の採択をして、それぞれ4年間採択した教科書を使用するというので、本年度は採択された方針並びに使用教科書でいくということですので、毎年度確認を行うということで、今回の議案の第7号、第8号、第9号は1セットと考えて、来年度4月から使用する教科書の方針と採択された教科書の確認をしたいということです。

原田委員) 具体的な採択につきましては、委員長から説明頂いたとおりだと思います。小学校については平成17年度から、中学校については今年度からということで、採択されていると思うのですが、今回議案第7号に記載されました「採択方針」について、ここでいう方針とは何なのか、教えて下さい。

方針らしきものが案には書かれていないのですが、採択方針というのは、4年間使用するというのを踏まえて、来年度も現在の教科書を継続使用するというのが、採択方針となるのではないですか。

学校教育課長) 資料の2ページをご覧ください。学校教育法で国の検定で教科書を使用というのが第1にございます。その中から都道府県の教育委員会が採択事務について、各市町村の教育委員会に適切な指導助言を行わなければならないというのが、法律の中段に出ておりますが、それに基づいて大磯町教育委員会ではその法律を踏まえて採択をしております。

今年は採択は無いのですが、去年経験された方には大変な思いをさせたと思います。

その方針、考え方の基本は毎年諮る訳ですが、その方向で間違いなく実施するものです。去年は採択替えがありましたので、6月に方針だけをやらせて頂いた経緯がございます。今年は採択替えが無いので7月に一緒に付議させて頂いております。基本的な考え方は、二宮町と一緒に中地区という形の中で、採択方針を考えていくということで、実際には採択協議会の中で論議したものを最終的にそれぞれの教育委員会に持ち帰って採択の決定をするという基本的な考えに変わりはないという考え方なのですが、採択方針という形でご理解頂ければと思います。

清田委員) 資料の1ページの採択方針を定める理由の中に、採択に際しては神奈川県教科用図書選定審議会及び中地区教科用図書採択協議会の意見を尊重してということと、地域性を考慮してとあるように、おそらく去年はそれを

重視して採択されたのだと思います。ですから本年度もそれに基づいてやるという事で、よろしいのかと思います。

石塚委員) この教科書の選定プロセスというのは、教科書目録があって、神奈川県教科用図書選定審議会と中地区教科用図書採択協議会というところから推薦があって、各学校長が概ねこれでいいと決めて、それで最終的に教育委員会がそれでいきたいと思います、念押しをするというのがプロセスですか。

教育長) 違います。まず神奈川県教科用図書選定審議会に調査研究をして頂いて、それぞれの教科書がどのような特徴と内容を持っているという一覧表を研究して頂きます。一方で中地区教科用図書採択協議会でも同じ形で教科書の研究をやります。なぜ中地区かという、大磯だけでやりますと各教科が絡みますので、教員の人数から調査員を派遣できない。

この調査は1ヵ月以上かけて全教科を見ていただきますので、従って中地区という3市2町の先生方が集まって中地区という地域から代表を出して各教科・各学年の研究をして、調査票を提出していただき、それを参考にして、校長が決めるのではなく、教育委員会が決めます。教育委員会の判断の中に校長の意見を尊重するのは構いませんが、校長が決める訳ではなく、あくまでも教育委員会が決めるのが原則です。従って協議会の資料や審議会の資料もあくまでも参考資料でありまして、最終決定権は教育委員会になります。

石塚委員) 調査研究の協議内容の資料は膨大な資料になるのですか。教育委員会で決めるのであるのなら、かなり勉強していかないといけないかなと思うのですが、採択というのは非常に難しいなと思います。

教育長) 従って前回もそうでしたが、全教科を自宅に持って行って頂いて、目を通して頂くという事をやって頂きました。

石塚委員) 添付資料の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律がありまして、その中の第10条で「市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について適切な指導・助言又は援助を行わなければならない」と書いてありますが、校長先生が最終ではないけれど、ある程度の推薦の教科書選定の責務があって、それを教育委員会で追認をするのかと思っていたのですが、教育委員会が決定するわけですね。

教育長) あくまでも都道府県の教育委員会の行う指導・助言又は援助ですので、従って先程の方針の中で出てきます。神奈川県教科用図書選定審議会がそれにあたる訳です。その指導・助言又は援助等を参考にしながら各地教委が決定するわけです。

石塚委員) それでは同じ中地区でも例えば大磯・平塚・二宮と色々小学校がありますけれど、各々教科書が違うのですね。

教育長) ただし、採択地区がありまして、平塚、秦野、伊勢原は各市教委で単独で実施しておりまして、ここは中地区という形で大磯・二宮が一緒の教科書を採択しなさいという方針が出されていますので、大磯町の教育委員会と二宮町の教育委員会がお互い連絡を取り合って、採択はそれぞれの教育委員会なのですが、同じ教科書を採択できるように努力して調整していく訳

です。

石塚委員) 昨年度の中地区教科書採択は、大体同じ教科書を使っているわけですね。

学校教育課長) 言葉の確認をさせていただきますと、中地区教科用図書採択協議会というのは、普段の中地区とは違いまして、極端に言いますと中郡という言い方とイコールでして、大磯町と二宮町で一つの地区を組んでおります。平塚は平塚、秦野は秦野、伊勢原は伊勢原、全県を44の区に分けておりまして、その内に中地区というのは大磯と二宮で一つということでございます。大磯と二宮で先生方がお互いに勉強して採択協議会で報告するには、大磯・二宮だけでは、教科によっては少ない人数になりますので、共同調査研究というのを普段言われる中地区の平塚・秦野・伊勢原を含めた3市2町で共同研究を先生方にやって頂いている訳でございます。そのことを基にして、大磯と二宮の採択委員さんが一堂に会したところで、大磯・二宮の代表の先生から報告を受ける訳です。それが調査報告となりまして、共同研究の一つの成果となる訳です。それと並行して県では、県教委としての調査も並行してやっております。これを基にして、最終的には、教育長が話されたとおり、大磯町教育委員会は‘これにします’と決めるということです。二宮が違ってしまうと大変なのですが、これは十分に協議をして中地区教科用図書採択協議会として決めていくわけです。

石塚委員) 二宮と大磯はイコールということで考えていいのですね。

学校教育課長) そのとおりです。平塚・秦野・伊勢原とは教科書会社の違うものを使うということは現実ある訳ですが、以前はもっと広いエリアで、この地区はみんな一緒という形だった訳ですが、現在は中郡の大磯・二宮が一緒。平塚は平塚、秦野は秦野ということで、もっと極端に言うと将来的には、大磯だけになるかもしれませんし、ある学校だけになるかもしれません。先程委員さんがおっしゃった校長が決めるという方向になるかもしれませんが、今現在は教育委員会が決めるということです。

委員長) 採択替えに際して、実際教科書に埋もれて1ヵ月間大変な思いをし、経験しないと状況を理解するのは難しいと思います。

原田委員) 前回の中学校用教科書採択の時はトータルの冊数が130数冊となりまして、それぞれの委員は各々一冊一冊を読破して対応してきたということです。今回は小学校の採択替えで、その時は6学年までありますので、冊数は更に多く数百冊の教科書に目を通す必要があるように思います。

石塚委員) 私も今朝慌てて孫の教科書を見てきましたけれども、我々の時代と全く違ってカラーで綺麗な教科書でびっくりしました。

委員長) 私が聞くところによると、先程学校教育課長が申されたとおり、以前までは広域で協議会をやっていたそうです。その協議会に出かける教育委員の方は、この中から2人が行けばよかったのですが、従って全員が教科書に目を通す必要がなかったのですが、二宮と大磯だけになってしまいますと、全教育委員が集まって協議会をいたします。私は最低限しか見ていないのですが、良心的な熱心な委員さんは非常によく目を通していらっしゃるって、実質的な協議をします。地方自治と言われる時ですので、責任が教育委員会に全部降りてくる。昔は上から来たものを皆さん認めていたと推測する

のですが、従ってきちんと見て頂かないといけない。責任は重いということです。現在は校長先生が決めている訳ではなくて、教育委員会で決めているということです。

石塚委員) 学校教育法の添付資料の第21条の第2項に「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で有益適切なものは、これは使用することができる」とありますが、この規定の教科書以外に何々読本という類のものは大磯の小学校で特別なものはあるのですか。

教育長) 例えば大磯町の先生方が作られた「わたしたちの大磯」という読本は教育委員会の予算で作って、児童全員に配布しているという事例があります。

石塚委員) 山口の方へ旅行をした時、吉田松陰の松下村塾の跡地に行った時に、山口県下の教育委員会が編集した吉田松陰読本というものがあって、山口県下の小学生に読まれて、教えているというのを聞いて、大磯も歴史のある町で、歴史上の人物が住んでいたわけですから、その方たちに関する伝記みたいなものを教科外で積極的に大磯の子どもたちに教えることが重要ではないかと思ったのですが、そういったものは大磯町に関わらず、人物の伝記であるとかを読ませて、昔でいう修身教科の科目であるとか、道徳の読本にしてはいかがかなと思うのですが。

教育長) 「わたしたちの大磯」の中に非常に簡単に大磯で活躍した、大磯に貢献した人たちというコーナーはありますが、読本という形で、吉田茂とか昔の方の一代伝記がある訳ではないのですが、今のところ小学校の中学年を中心にして、歴史という点では弱い気がします。こういう方々が大磯に住んでいて、このような業績を上げたというのが、副読本の中に登場します。

石塚委員) 大磯町の独特のオリジナル、教育、教科ができるのではないかという気がするのですが。

教育長) 大磯独自でやっているということ、社会科副読本「わたしたちの大磯」という冊子と、今年度予算がつきました「大磯町の植物の研究」というのを教育研究所でやってくれましたので、冊子にして出す予定です。これは既に写真だけはネットに載せて「電子植物園」という形で、一部紹介させて頂いていますが、それを正確に解説も含めた形での冊子を作成するものです。

石塚委員) 植物や人物に限らず、そのような名前というのは、小学校時代に覚えてもらうのが一番良く残っているような気がします。是非一つ検討してください。

委員長) 議案第7号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第7号については、原案どおり承認いたします。

議案第8号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について補足説明をさ

せていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。平成19年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、教育長の提案理由にもございましたとおり義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、小学校で使用する教科用図書として採択するものでございます。

説明資料2ページ下段、最後の方に第14条を載せてございます。

なお、「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。小学校用教科用図書は、16年度に採択替えをしましたので、17年度から20年度までは同一の教科書を採択していただきたくお願いいたします。

ただし、不測の事態、例えば、採択してある教科書会社が倒産するというような場合などが発生したときは、今年度もその種目に限りまして採択替えをすることとなります。なお、現時点での不測の事態は報告されておられません。以上でございます。

（質疑応答）

原田委員) 別紙が現実の採択教科書ですので、この件について討議、採決すればいいと思うのですが。

清田委員) 今まで現場から教科書のここがおかしいとか、そういったことが出ている訳ではないのですね。

学校教育課長) 先程からお話に出ておりますけれど、小学校の場合は1年生から6年生までと教科によっても、例えば国語の上下というようになります。全部の点数は293点という膨大な教科書の数になります。その中から採択して頂いているのですが、現在どちらの小学校においても、教科書について問題があるという指摘は委員会の方にはありませんので、今のところ順調に使って頂いていると考えております。

清田委員) これでやって頂いてよしいのではないかと思います。

石塚委員) 小学校教科用図書というのは、1年生から6年生まで、例えば国語の教科書は、光村という発行所のものを、通して同じ会社のものを使うということですね。

学校教育課長) 例えば国語につきましては、5つの会社が検定を通っているということになります。この中からどれにするかということを決めて頂くのが採択ということになります。そして実際には、16年度に検討いただきまして、17年度から光村という会社の教科書を使って、20年まではそのままいくというのが、現状でございます。

委員長) 無償配布について確認したいのですが、この教科書の代金の予算は、国が買って、私立であろうと公立であろうと皆に配るということですね。各教科の何を国に買ってくださいますというのは、それぞれの教育委員会が、私立ですと学校長から依頼があって出るわけですね。それに基づいて配布される。それと4年間同じ会社の教科書を使うわけですが、教科毎で1つの会

社を選定したら、4年間1年生から6年生まで同じそれを使うわけですが、1人の子どもが1年生の時から4年間毎年新しいものがもらえる。卒業するまで4冊貯まるということで、上の方の使い古しを持ってくる訳ではないわけですね。今色々予算が削減されていますけれど、これに関しては国がちゃんと教科書はそういう法律になっていますから出してくれる。教科書はとても綺麗になっていますから、印刷代というか、ある程度かかってくる訳で、価格は当然出版社毎に違うわけですが、選定の際に価格のことは一切出てきません。普通でしたら内容と価格込みで判断するのが、普通かと思いますが、これに関しては、価格のことが出てこないというのは、不思議な感じがします。必ずしも高いものばかりがいいとは思いませんが。

石塚委員) 関連として私も感じたことを申しますと、立派な教科書ができて、毎年毎年発行される。だとすると譲り受けて、古い教科書を使うのは子供たちがあまり好まないと思いますが、経費節減上考えるとそう言ったことを考慮してもいいのかなと思います。使い古したものは、そのまま捨てられてしまうのですよね。

委員長) 昔だったら古いものを自分で持っている人もいたかもしれません。それと十分理解できていない子供にとって手元があれば、後年見直しができることがいいのですかね。

教育長) 書き込みがあると、次の人が使い難いということはありませんよね。

委員長) 今の教科書は余裕があって、書き込んでよろしいという作り方になっているものも結構あったかと思いますが、それはそれでいいのではと思います。

教育長) アメリカの高校の歴史教科書などはとても厚いのですが、それ1冊で全部やる訳ではなくて、その中から先生が選んでというような、やり方をしています。そういうやり方も確かにあると思いますが、今の日本は、エッセンスというのを薄い教科書の中にカラーで集約しています。世界の教科書の中でも優れた教科書だと思います。

石塚委員) 感心したのは、エッセンスの教科書に対して、詳細を調べると、別の教科書で見るとかなり細かく書かれています。これは中々研究心を焚きつける中々良くできた教科書だと思います。

委員長) それでは、議案第8号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) ありがとうございました。それでは、議案第8号については原案どおり承認いたします。

議案第9号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。平成19年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、教育長の提案理由にもござ

いましたとおり義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、中学校で使用する教科用図書として採択するものでございます。

説明資料2ページ下段、最後の方に第14条を載せてございます。

なお、「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。中学校用教科用図書は、昨年度に採択替えをしましたので、18年度から21年度までは同一の教科書を採択していただきたくお願いいたします。

ただし、不測の事態、例えば、採択してある教科書会社が倒産するというような場合などが発生したときは、今年度もその種目に限りまして採択替えをすることとなります。なお、現時点での不測の事態は報告されておりません。以上でございます。

（質疑応答）

委員長) 中学校は今年度の4月からの使用ですね。大きく変わった教科ですとか、例えば英語の三省堂のように長年ずっと同じところのものを使っていると、先生も生徒も慣れていて問題はないかなと思います。何か変わったことで戸惑っていることは聞きませんか。

学校教育課長) ご指摘のとおり昨年度ご協力頂き、検討いただきまして、学校の先生方の代表も採択協議会の中に入れて頂きまして、実際先生方の考えも十分に尊重して頂いた中で皆様にお決め頂いておりますので、特に問題となっていることは報告されておりません。

先程と同じように中学校の場合会社でいうと72社ということですが、本の数で言うと134冊ということになりまして、この中から国語ですと5社の中から東書を選んで頂いたという経緯もありまして、これについては、先生方もその教科書を活かして授業をして頂いていると考えております。

原田委員) 数学のところに啓林館（楽しさひろがる）とありまして、他の教科書はそういった記述がありませんが、なぜ（楽しさひろがる）という記述があるのですか。

学校教育課長) 採択のとき見て頂いたとおり、数学は6社なのですが、7冊ございます。啓林館はどちらかと言うと基礎を重視した内容と発展的な内容の教科書を作っておりまして、同じ教科書会社が2種類出すというのは異例な感じがしますが、今回大磯町教育委員会で採択していただいたのは、（楽しさひろがる）の方ですという意味でございます。

委員長) 全国的に啓林館を採用しているのはどれ位ですか。その啓林館を採用している内でどちらを採用しているか分かりますか。

学校教育課長) 全国的なものは、手元に資料がなくて分かりません。数学では、いい教科書だと定評があります。

中地区管内の3市2町でいいますと教科書は違うと申し上げましたが、数学の啓林館の採用は、秦野市は、啓林館を採用しておりません。学図を

採用しております。その他の平塚・伊勢原・中地区は啓林館（楽しさひろがる）を採用しております。

委員長) それでは、議案第9号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) ありがとうございます。それでは、議案第9号については原案どおり承認いたします。

議案第10号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本条例改正の趣旨につきましては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成17年法律第50号)が5月24日から施行されるのに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

これは、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため等の理由により法律が改正されましたので、大磯町立の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正するものでございます。

町の例規集では「大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」や「大磯町消防団員等公務災害補償条例」などにも同じようなところがございますので、ここで同じように改正を行うものでございます。

本日、教育委員会において付議していただきましたら、町の9月議会に上程するものでございます。以上でございます。

(質疑応答)

原田委員) これは、法律改正に伴って文言を改正するという趣旨ですが、元の法律はいつ、「監獄」から「刑事施設」に変わったという事ですか。

学校教育課長) 先程申し上げましたとおり、平成18年5月24日施行ということで、法律が改正されましたので、町議会で条例改正をして頂く訳ですが、その前に教育委員会のほうで付議して頂くということです。

委員長) そういう趣旨ですから、問題はないと思いますが、こういう学校医とか学校薬剤師の方は公務というのは、1月当たりどれ位が公務なのか、学校医さんは医者としての仕事の本業ですから、学校医の業務は、そのごく1部な訳ですね。決まった日でないとすると、ここで言う公務というのが、どれ位の量になるのか。イメージとしてでいいのですが、どのように考えたらいいのですか。

学校教育課長) 学校医につきましては、まず大磯町の場合、小学校に内科医、歯科医2名、眼科、耳鼻科というようにそれぞれ5名をお願いしております。中学校には内科、歯科、眼科、耳鼻科で4名ずつ、幼稚園にも同じようにそれぞれ4名お願いしております。トータル的には、34名ですが、実質のお医者様は20名ということになっております。薬剤師はそれぞれ1人ずつ就けておりますので、8人ですが、実質は3名の方でやりくりして頂いているというのが、現状でございます。

内科医は定期健康診断がありまして、何日かかけて実施しますが、それが学校によって人数が違いますのでそれぞれ日数が違います。そういう業務を中心に仕事をして頂いております。勿論、年間通じてのことでございますので、学校医が学校に何日出かけるかということ、限られた日にしか行っておりませんので、予防接種等が今までありましたが、段々減ってきておりますので、回数としては少ない、ただ子どもたちが逆に学校医のところへ行って診てもらおうような事も含めて、特に結核健診関係の問題も含めてご相談に乗って頂いたり、様々な事でやって頂いております。歯科医は歯科医として定期的なものもありますし、新入学の就学児健診にも出て頂いて、勿論学校医だけでは足りない時には、それ以外の先生にもお願いすることもあります。そういった中で、年間の中で何日か学校に来て頂くということです。

薬剤師関係では、今年初めて合同の会議を持たせて頂きました。養護教諭との連携で学校に行つてどのようなことをやったかという事で、報告が出るように年間のプログラムを組んで2ヵ月に1度は行って頂けるようにしております。

原田委員) 法律が改正されて、条例の中身を一部変更しようとする時、町としては特別に文書課というようなものを設けて対応しているのか。或いは教育委員会の場合、そういうことを常時チェックしているのかどうか。今回のお話を伺って対応が早いと感じているのですが、平成18年5月に改正されたのを現時点で対応しているのは、かなり早い対応で、そういう体制を作っているのですか。

学校教育課長) 先程申し上げましたが、「監獄」という言葉だけを言うと、たまたま教育委員会は、学校医、学校薬剤師の条例を持っていますので、関係があります。同じようなところが、皆様も含めた大磯町の非常勤特別職の関係の中に、議会その他の非常勤特別職に関する条例というのがありまして、地方公務員災害補償法というので関係している。この法律改正に基づいて、うちの方の関係は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律というのがあります。また消防団に関して消防にもある。3つの法律があるので、それぞれを改正されると結果的に条文等の問題で消防はそれ以外にも改正点があるのですが、文言から言うと「監獄」を「刑事施設」に改めるということなので、町としては、全て同じこととなります。総務部の中に文書の担当が居りますので、各課関係の内容を見て頂いて、総務課、議会事務局、消防の全てをのせて同じように改正する。教育委員会の場合は、ここで付議して頂かないと議会に提出できませんの

で、他課については、そのまま議会に提出しますので、その当たりの違いはあります。今回統一的にやらせて頂くということで、町の文書担当が全部チェックしてくれています。

原田委員) 日本は法治国家ですから、法律の文言の1つ1つが変わるたびに、それぞれの地方行政がその文言を変える業務をしなければいけない、それは膨大な作業になると思うのですが、それを市町村が1つ1つをチェックしていくというのは、かなり至難な事柄であると思います。

この法律が変わってあまり中身が影響しないということであれば、条例改正を2年も3年もそのままにして、また5・6年経ったある時、誰かが見て気がついて、変えるということになりかねないと思うのです。非常に素早い対応で、そういうことが組織的になされていると分かりまして、安心しました。

学校教育課長) 知らないでいると通過してしまうようなことで、後で見たら変わっていることを指摘されることは、あってはいけないのですが、そういう内容だと思うのですが、教育委員会関係では、国から変更の指示はきておりません。県教委には降りたのですが、県教委の条例の中にこれを使っている箇所が無いそうで、「監獄」という言葉が無い。ですから県教委としては、それについては対応しません。ということです。本来ですと市町村にあれば、変えなければいけない。今回、消防関係は、消防分団関係がありますので、消防関係から連絡が入りまして、消防が変えると、先程の話で、消防だけ変えても、教育委員会が変えなければ、同じ文言がある訳ですから、法律が先程申し上げましたように、大きな法律は3つに分かれて、もともと地方公務員法の法改正がスタートな訳ですけれど、大磯町としては、それぞれの分野で関係のところが速やかに改正する方向で、一斉にやりましょうということ、9月議会に提出するという事で準備をさせて頂いております。

委員長) それでは、議案第10号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) ありがとうございます。それでは、議案第10号については原案どおり承認いたします。

議案第11号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。

本規則改正の趣旨につきましては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成17年法律第50号)が平成18年5月24日から施行され

るのに伴い、大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を付議していただきましたので、施行規則につきましても同様に改正をお願いするものでございます。先程と同じように第3条休業補償のところでございますが、「監獄」となっておりますものを「刑事施設」とするというものでございます。以上でございます。

(質疑応答)

特になし

委員長) それでは、議案第11号について、ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) ありがとうございました。それでは、議案第11号については原案どおり承認いたします。

その他

教育次長) 次回の定例会の開催でございますが、平成18年度第5回については、8月23日水曜日、時間は9時30分、場所は本庁舎4階第1会議室で行います。平成18年度の第6回につきましては、9月20日水曜日、時間は9時30分、場所は庁舎4階第1会議室で開催する予定でございます。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成18年8月23日

委員長

委員長職務代理者

委員

委員
